



## 資料編

第六次総合計画策定の経過

委員名簿

基本構想審議会条例・規則

諮問書・答申書

## 第六次総合計画策定の経過

令和元年	7月17日	小布施町総合戦略推進会議・基本構想審議会(第1回)
	7月31日～	小布施総合計画アンケート実施(1,000人)
	10月5日	総合計画専門部会(第1回)
	10月23日	基本構想審議会(第2回) アンケート結果報告、専門部会状況報告
	11月9日	総合計画専門部会(第2回)
	12月15日	総合計画専門部会(第3回)
	12月21日	高校1年生 おぶせ未来創造ワークショップ開催(思い描く小布施町の未来)
令和2年	1月25日	総合計画専門部会(第4回) 素案報告、意見交換
	1月30日	基本構想審議会(第3回) 第六次小布施町総合計画(案)について
	2月5日	職員ワークショップ
	2月6日～	パブリックコメント募集
	2月20日	基本構想審議会(第4回) 答申
	3月19日	小布施町基本構想 議会可決

## 基本構想審議会委員 (敬称略)

小布施町議会総務産業常任委員長 小西 和実	小布施町議会社会文教常任委員長 福島 浩洋	小布施まちづくり委員会副会長 高野 薫
小布施町保健福祉委員会 近藤 和美	J A ながの須高地区担当副組合長 牧 良一	小布施町商工会長 桜井 昌季
小布施文化観光協会 大窪 経之	信州大学 特任教授 慶應SDM 統括ディレクター 中嶋 聞多	八十二銀行小布施支店長 黒岩 祐介
長野信用金庫小布施支店長 徳武 進	小布施町勤労者協議会長 飯田 幸仁	株式会社 Goolight 代表取締役社長 丸山 康照
小布施町農業委員会 田中 はる子	長野県立大学 グローバルマネジメント学部教授 真野 毅	前小布施町民生児童委員協議会長 中條 雄三
小布施町老人クラブ連合会長 鶴田 昭平	新生病院 常務理事 宮島 義人	中学校 PTA 会長 湯本 大樹
小布施町文化協会 市村 憲彦	小布施町体育協会副会長 山崎 幸治	

## 基本構想審議会幹事

副町長 久保田 隆生	教育長 中島 聡	総務課長 竹内 節夫
財務課長 中條 明則	健康福祉課長 林 かおる	産業振興課長 西原 周二
建設水道課長 畔上 敏春	教育委員会次長 三輪 茂	議会事務局長 山崎 博雄

## 基本構想審議会事務局

企画政策課長 須藤 彰人	企画政策課定住交流係長 益満 崇博	企画政策課企画係長 湯浅 憲彦
企画政策課企画係主任 町井 溪介	地方創生推進員 大宮 透	



## 小布施町総合計画条例

(目的)

第1条 この条例は、小布施町(以下「町」という。)の目指す将来像を示し、総合的かつ計画的な町政の運営を図るために策定する総合計画に関し基本的な事項を定め、もって魅力ある持続可能なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本構想 町のまちづくりの基本的な理念であり、町の将来像及びこれを実現するための基本方針を示すものをいう。
- (2) 基本計画 町のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想を実現するための施策の体系及びその方針をいう。
- (3) 人口ビジョン 町の人口動向、将来的な人口推計の分析及び中長期的な将来展望をいう。
- (4) 総合戦略 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち本町が定めるものをいう。
- (5) 総合計画 将来における町のあるべき姿及び進むべき方向を示す基本的な指針であり、基本構想、基本計画、人口ビジョン及び総合戦略からなるものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 町長は、町の目指す将来像とこれを実現するための基本的な指針を明らかにするため、町の最上位の計画として総合計画を策定するものとする。

- 2 町長は、総合計画の策定にあたっては、広く町民の意見を聴き、十分に反映させるための必要な措置を講じて策定するものとする。

(小布施町総合計画審議会)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として、小布施町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更に関し必要な事項について審議を行い、その意見を町長に答申する。
- 3 審議会は、町長が委嘱する委員20人以内で組織する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会への諮問)

第5条 町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第5条並びに附則第2項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(小布施町基本構想審議会条例の廃止)

- 2 小布施町基本構想審議会条例(昭和55年小布施町条例第24号)は、廃止する。

(小布施町基本構想審議会委員に関する経過措置)

- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際、現に従前の小布施町基本構想審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、その施行日に第4条第3項の規定による審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

## 小布施町総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小布施町総合計画条例(令和元年小布施町条例第18号。以下「条例」という。)第4条第5項の規定に基づき、小布施町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合計画の策定に関する事項
- (2) 総合戦略に基づく施策の効果の検証及び見直しに関する事項
- (3) その他町長が必要と認める事項

(審議会の委員)

第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 関係する団体又は機関の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) その他町長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定めるものとする。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要に応じて審議会の会議に関係者の出席を要請し、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 諮問書

企政第 231 号  
令和元年 7 月 17 日

小布施町基本構想審議会長 様

小布施町長 市村良三

第六次小布施町総合計画の策定について（諮問）

小布施町は、平成 23 年度に「暮らしにあふれる笑顔 いいひと いいまち わくわく小布施 ～自律と協働、そして交流～」を将来像とした第五次総合計画（平成 23 年度～平成 32 年度）を策定し町民の皆さんとともにまちづくりを進めてきました。さらに、平成 28 年度には、将来にわたり町民の皆さんが愛着と誇りを持ち、住み続けていただける町を実現するため、若者人口の減少と高齢化という課題を解決し、住んでいるひとが住みやすい、楽しいと感じる魅力あるまちづくりをさらに進めるため第五次総合計画後期基本計画（平成 28 年度～平成 32 年度）を策定し町政を推進してきました。

東京一極集中を是正し、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現し、地域の特性に即して地域課題を解決することが求められている中、先人が培った町の歴史や文化、そして豊かな風土を舞台に、「地域の支え合いの充実」、「働きやすい環境づくり」、「健康を維持しながら活躍できる環境づくり」「起業支援、産業振興による雇用創出」、「相談窓口の充実」、「交流人口の増加」の 6 つの施策を行うことで、この地域課題を解決することを考えています。

また、これまでは町の総合的な振興、発展などを目的とした総合計画と人口減少克服・地方創生を目的とした総合戦略をそれぞれ策定していましたが、今回策定する総合計画は、地方創生の趣旨及び内容を包含した、総合戦略と一体の計画を作成することとしております。

小布施町民が元気で暮らせる町であり続けるため、その指針となる第六次小布施町総合計画を策定するにあたり、小布施町基本構想審議会条例第 2 条の規定により貴審議会の意見を求めます。

## 答申書

令和 2 年 2 月 20 日

小布施町長 市村 良三 様

小布施町基本構想審議会  
会長 桜井昌季

第六次小布施町総合計画の策定について（答申）

令和元年 7 月 17 日付、企政第 231 号で諮問のありました「第六次小布施町総合計画の策定（諮問）」について、当審議会で慎重に審議を行い、別添のとおり答申いたします。

今後、この答申を尊重して、「未来に誇れる私たちの町、小布施」の実現を目指し、総合計画を策定するとともに、計画の推進にあたっては、今まで以上に町民が主体となってまちづくりを進めていくことができるよう一層、邁進していただくよう望みます。

また、社会情勢が急速に変化する中においては、施策の方向や内容を修正する必要性が生じることもあります。町民の視点に立ち、町民が主役のまちづくりを行うため、毎年見直しの機会を持ちスピード感と柔軟性をもった臨機応変な対応を望みます。

なお、審議の過程で、各委員から出された意見等につきましては、基本計画の策定・実施にあたって十分に尊重されるよう要望いたします。